

|       |  |
|-------|--|
| 日時・場所 | 平成30年7月9日（月） 8時45分～ 庁議室  |
| 出席者   | 山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長<br>小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監<br>三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者<br>吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課） |

## 1. 市長指示事項

- 週末の豪雨では、水防や消防に、それぞれの役割で長期に渡って待機いただき、ご苦労様でした。大阪北部地震や米原の竜巻、今回の豪雨等、連続してこれまでに起こっていない自然災害が起こっている。今回の豪雨では野洲市にも危険性があったが、幸いにも雲が南と北に逸れたので被害がなかった。災害がいつどこで起こるか分からない状況であり、これから台風シーズンも来るので、体制を整え、緊張感を持ちながら取り組んでもらいたい。
- 仕事や事業を進める中で、最終形を想定して仕事を進めること。長期計画で事業が複数年に渡る時でも、その都度考えるのではなく、最後まで段取りを考えた上で進める必要があり、見切り発車や絵の描けていないプロジェクトはうまくいかない。一方で、最終形に拘って、何が何でも当初の計画通りに無理を貫こうとしている例もあり、それではいろいろな提案が生かせなかったりリスクが生じることもある。常にフラットにその時点の状況でベストな進路や方策を見出す姿勢が必要である。一見矛盾しているようであるが、市民やまちを見ながら、計画の輪は閉じていて、かつ時点の状況で開くような、両方の体制で物事を進めてほしい。
- 昨日、防災リーダー研修を開催したが、各自治会から多くの参加をいただいた。まちの状況として非常によいことである。

## 2. 報告事項

### ① 平成30年度 避難所開設・運営研修について

〔所管：市民部〕

昨年度に引き続き、避難所の適正な開設、運営を目的とした研修（訓練）を今年度も8月19日（日）及び8月26日（日）に総合防災センターにて開催する。

研修対象者は、避難所に関わる自主防災組織等リーダー、社会福祉協議会職員、県立学校職員、市立小・中学校職員、消防団、市職員で各日程130名程度とする。市職員の参加対象者については、福祉班、保健・医療救護班、学務班、学校班（幼稚園を除く）、教育支援班とし、いずれも昨年の参加者は除くものとする。内容は、講義、ワークショップ、体験訓練を行う。

### ② 野洲市民病院整備特別委員会について

〔所管：政策調整部〕

7月12日（木）の野洲市民病院整備特別委員会資料について報告を行う。案件は、病院整備のスケジュール、実施設計（案）、職員体制と採用等についてである。

実施設計に関してはエレベーターの追加・取止めやレイアウトの変更を行っている。

職員体制と採用については、職種により受験資格が異なるものの、野洲病院で勤務していた職員に関しては、要件に関わらず受験可能とする。看護師に関しては新卒者枠を設け、新卒者については平成31年4月1日から採用とし、市立病院開院までの間は他病院へ研修派遣を予定している。採用手続きについては、全体説明会及び個別相談会を8月～9月上旬に実施予定である。

→エレベーターの取止めによる影響はないのか。稼働率等考慮した結果なら、変更理由が「コスト削減のため」となっており、修正した方がよいのではないか。

→エレベーターがある方が便利ではあるが、全体のコストを見た結果、創意工夫で何とかできる部分であると判断した。コストと便利さのバランスの結果であり、効果には影響がないことを追記する。

→スケジュール修正がいつされたのかが分からないので、いつ時点のものか明記すること。

→公平性、対等性の観点から、職員の一般募集はこれで問題ないのか。ハローワークにも確認すること。

→独立行政法人化を前提に制度設計するのはいいが、採用される側からすると、独立行政法人化後に給与が大幅に下がる不安がある。将来の独立行政法人化を前提とした給与表であることが分かるようにしておくこと。

### ③ 全員協議会への提出事項について

〔所管：総務部〕

報告事項2件、連絡事項4件を7月度全員協議会に報告する。

### 3. 協議事項

#### ① 野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管:政策調整部]

3月の全協に提出した「野洲市民病院の幹部・医師の登用に係る考え方」では医師の定年を65歳、病院長の定年を75歳としており、当該考え方に基づき所要の改正を行う。

また、用務員及び調理員職員について、対象職員が退職によりいなくなったことから、併せて関係規定を削除する。

→近隣の病院や一般的な公立病院の状況も調べておくこと。

#### ② 野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

[所管:総務部]

現在、長期継続契約を締結することができる契約の内容を条例で定めているが、対象となる契約の種類を列記を分類の表記に改め、技術開発による新たな物品の導入等今後の経済変動へ対応すべく具体的な対象は規則で規定することとする。物品に関し、LED照明のリースを想定し「施設に付随する物品」を追加した。役務の提供に関し、清掃と施設の維持管理を分けた。おうみ自治体クラウド協議会の契約を想定し、契約期間について、市長の特段の理由があると認めるときは10年以内とすることができる旨を新たに規定した。

→指定管理施設は準用させるのか。

→指定管理は別と考えている。

#### ③ 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[所管:健康福祉部]

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。地方の提案に基づき、今般の改正が行われた。

代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和及び家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大が加えられた。

現在野洲市には対象施設はないが、今後の対応も考え、改正を行う。

### 4. その他伝達事項

- 7月5日8時20分に大雨警報（土砂災害）が発表され、7月8日5時12分に解除された。野洲市では警戒2号体制により、総務班、水防指導班、水防班（自宅待機）、福祉班（自宅待機）を配備し、東消防署・消防団の協力を得て、巡視パトロールと危険箇所等の確認を行ったところ、特に異常も被害もなく、天気も小康状態を保っていたことから、8日0時に警戒2号体制を解除し自宅待機とした。湖南消防局では7月7日に県から緊急消防援助隊の派遣要請を受け、倉敷市へ職員を派遣され、東消防署2隊3名を含む5隊18名が活動されている。県全体では32隊121名が派遣されている。（市民部）
- 7月8日に自主防災組織等リーダー研修会（第2回）を開催し、92自治会の自主防災組織等のリーダー137名に参加いただいた。今年1月に栄で発生した火事を教訓に火事への対応と起震車の地震体験による地震への対応について研修をいただいた。（市民部）
- 米原市の家屋被害認定調査への職員派遣（5日、6日）は豪雨の影響で延期となり、10日、11日に改めて4名（各日2名）の派遣を行う。八幡市への同派遣（5日、6日）も豪雨の影響で中止となった。（市民部）
- 7月12日に市民病院特別委員会を開催する。第4回の定例会は8月29日～9月26日に開催する。（議会事務局）
- 市内に居住実態がなく被選挙権がなかったとして6月28日に市議を失職された元議員が、7月6日に県に不服審査申し立てをされた。県は2週間程度で自治紛争処理委員会を設置され、90日以内に結論を出される。（議会事務局）  
→会議が公開か確認しておくこと。
- 琵琶湖が水位70cmを超え、氾濫注意水位に達した。県が発令しているが、一般市民に向けた注意喚起はしているのか。-20cmから70cmまで約1mも上がったが、洗堰の放出水量を調整されたからであることは一般市民に分かりやすい形では報道されておらず、市民には雨量の割に何故琵琶湖の水位がそんなに上がるのかが分からない。過去の経験が生かされていないのではないのか。

### 5. 次回部長会議の予定

7月17日（火） 8時45分～ 庁議室